

# 教育こども委員会報告資料

報告第55号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

… P 1

報告第56号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

… P 3

報告第65号 学校事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

… P 4

学校体育館の目的外使用における空調使用料の徴収について … P 6

専門学科を有する市立高校の検討状況について … P 7

市立高等専門学校の設置について … P 9

令和7年12月  
教育委員会

## **報告第 55 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について**

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

### **1 事件番号及び事件名**

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

### **2 訴えの相手方**

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

### **3 請求の要旨**

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。

との判決を求める。

### **4 事件の概要**

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立て日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあつたため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおりの判決を求めてそれぞれ訴えの提起があつたものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴えの相手方	滞納学校 給食費	支払督促 申立日	専決処分 年月日
( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	円 66,103	令和7年 5月22日	令和7年 9月19日
( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	104,208	令和7年 8月13日	令和7年 9月30日
( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	104,208	令和7年 8月13日	令和7年 9月30日
( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 学校給食費請求事件	( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	59,235	令和7年 8月13日	令和7年 10月15日

## 報告第 56 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、令和 7 年 11 月 26 日次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

### 1 事件番号及び事件名

( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、  
掲載しておりません。

学校給食費請求事件

### 2 訴えの相手方

( )福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、  
掲載しておりません。

### 3 請求の要旨

- (1) 相手方が、本市に対し、滞納学校給食費金 110,103 円、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金等を支払うことを命じた仮執行の宣言を付した支払督促を認可する。
- (2) 督促異議の申立て後の訴訟費用は、相手方の負担とする。  
との判決を求める。

### 4 事件の概要

- (1) 相手方は、本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方に対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、令和 7 年 8 月 13 日に支払督促の申立てを行った。
- (3) 本市は、この支払督促について、相手方が督促異議の申立てを行わなかつたため、仮執行の宣言の申立てを行つた。
- (4) この仮執行の宣言を付した支払督促に対し、相手方から督促異議の申立てがあつたため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおりの判決を求めて訴えの提起があつたものとみなされたものである。

# 報告第 65 号

## 学校事故による損害賠償額の報告について

### 1 理由

本件は、学校事故による損害賠償の額について、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、議会に報告するとともに、併せて損害賠償契約を締結するものである。

### 2 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	103,000 円

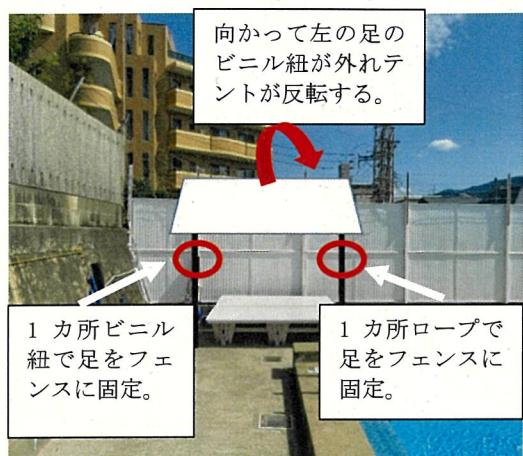
### 3 事件の概要

令和 7 年 6 月 16 日午前 10 時 50 分頃、市立長尾小学校のプールサイドに設置されていたテントが強風により足の部分を固定した紐が 1 力所外れ、反転し、同校に隣接する駐車場に駐車していた相手方所有の小型乗用自動車のサイドミラーやドアガラスに接触し、破損させ、損害を与えたもの。

### 【事故現場配置図】



### 【テント設置場所】



### 【事故発生時の状況】



### 【被害車両の写真】

(右側サイドミラー)



(右側運転席ドアガラス)



# 学校体育館の目的外使用における空調使用料の徴収について

## 1. 趣旨

教育環境の向上と災害時の避難所の環境改善を目的に令和 7 年度から 9 年度の 3 年計画で学校体育館の空調整備を進めているが、学校体育館は地域活動やスポーツ活動などで地域住民等も使用しており、それらの活動における空調使用について検討しており、その方向性について報告するもの。

## 2. 検討の方向性

地域住民等の空調使用のニーズに対応するため、負担の公平性の観点から有料での使用を認める。

【主な利用団体】公民館サークルや青少年育成団体等の約 2,500 団体

## 3. 検討内容

### (1) 空調使用料

電気代相当額として 350 円／時間を徴収

【算式】平均設置台数 × 消費電力 × 電気代単価 (1kWh) = 電気代相当額

### (2) 開始(予定)時期等

令和 8 年 3 月議会で福岡市立学校施設使用料条例を改正後、4 月から 6 月の周知期間を経た上で 7 月頃に設置校から運用を開始

【設置予定校】小学校 79 校、特別支援学校 10 校

### (3) 徴収方法

現行と同じ方法（口座振替、窓口での電子マネーや各種カード等）による前納

## 4. 今後のスケジュール

令和 8 年 3 月議会議案 福岡市立学校施設使用料条例の改正

令和 8 年 7 月分から学校体育館の空調使用料の徴収開始

# 専門学科を有する市立高校の検討状況について

専門学科を有する市立高校については、令和5年度の有識者会議の報告書等を踏まえ検討を進めており、令和9年度からの学びや定員、新校名など、現在の検討状況について報告するもの。

## 1. 高校を取り巻く環境の変化

- ・少子化の進展により福岡市においては、令和14年頃から高校1年生にあたる15歳が減少し始め、令和22年頃には現在と比べ約2割ほど減少することが予想される。
- ・中学卒業時、通信制高校への進学を希望する生徒が増加（市全体の7.1%）している。
- ・高校卒業時、大学等への進学を希望する生徒の割合が増加しており、大学においては総合型選抜（面接や小論文など）など入試の多様化が進んでいる。
- ・国においては、令和8年度からの私立高校の授業料無償化が検討されており、また、無償化に伴う公立高校離れへの対応として高等学校改革の推進についても検討が進められている。

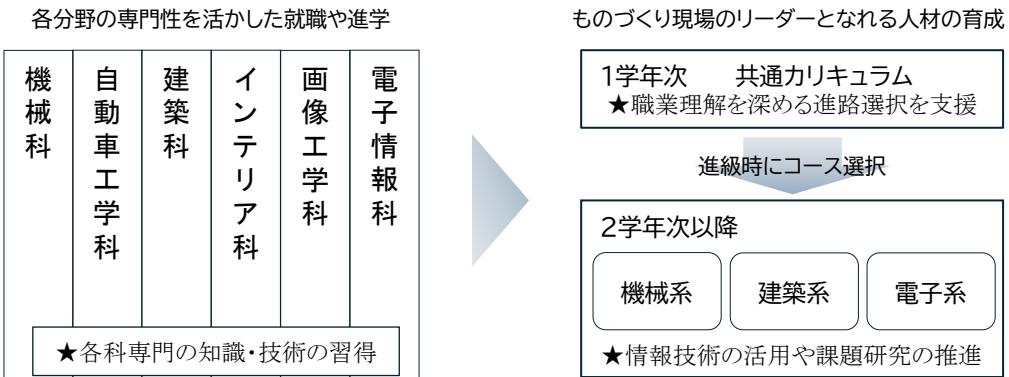
## 2. 博多工業高等学校（令和9年度～）

### ○ 学科改編

現行の6学科（機械、自動車工学、建築、インテリア、画像工学、電子情報）を工業科の1学科へ改編し、幅広い工業の知識・技術が習得できる学びへと転換

### ○ 定員

実践的な技術の習得をめざした、きめ細やかな実習指導を実施するなど、学習環境を充実させるため、定員を280名/学年から240名/学年に変更



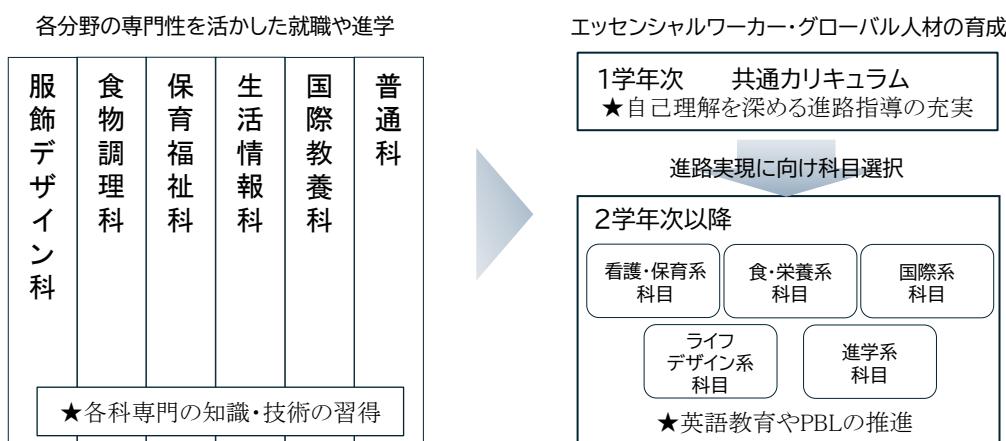
### 3. 福岡女子高等学校（令和9年度～）

#### ○学科改編・共学化

現行の6学科（服飾デザイン、食物調理、保育福祉、生活情報、国際教養、普通）を総合学科へ改編し、複数の専門教科から学びを選択できる環境へと転換するとともに、共学化を実施（令和8年度に男性トイレの増設等を計画）

#### ○定員

個々の進路希望に対応した選択授業を実施するなど、学習環境を充実させるため、定員を320名/学年から240名/学年に変更



#### ○新しい学校名

令和7年7月に設置した校名検討委員会（学校、保護者、同窓会、地域等で構成）において、新校名を募集するなどの検討を進め、新校名案として、「福岡市立福岡共創高等学校」を選定

#### [新校名選定までの流れ]



※令和8年3月議会にて条例改正案を提出予定

# 市立高等専門学校の設置について

令和7年2月の教育こども委員会において、設置に向け具体的な準備に着手すると報告していた高等専門学校（博多工業高校に併設）について、現在の検討状況を報告するもの。

## 1. 背景

### ○高度デジタル人材の不足

A I やデータサイエンス等の分野は、技術者不足が顕著で今後ますます深刻化することが予想されているが、高校3年間の学びだけでは、高度デジタル人材の育成が不十分

### ○高度専門人材の需要の高まり

福岡市では、本社機能や知識創造型産業をはじめとする成長性のある分野の企業誘致を推進しており、専門性の高い人材の需要が高まることが見込まれる

## 2. 求められる学校像

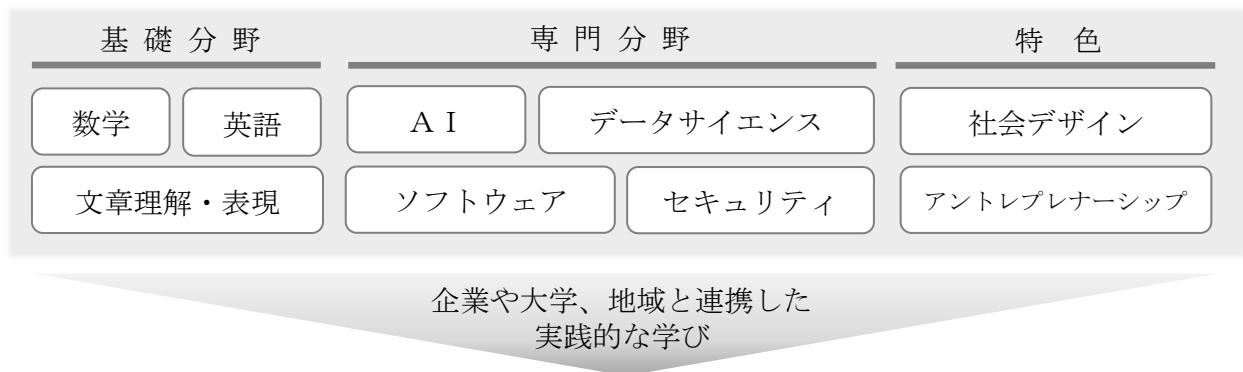
### ○即戦力となる人材の育成

卒業後、即戦力として活躍できる人材を育成し、地場企業をはじめ、高付加価値なビジネス分野、成長分野の企業へ人材を供給

### ○地域課題・社会課題の解決

産学官の連携による市内中小企業のD X推進など、地域・社会課題の解決を行うとともに、高度な情報技術に関する教育・研究活動を社会へ還元

## 3. 教育内容（イメージ）



## 4. 定員

市立中学校から高等専門学校への進学実績、学校規模やクラス間交流によるコミュニティの多様化・活性化の観点などを踏まえ、1学年80人（40人×2学級）を予定

### 【参考1】市立中学校から高等専門学校への進学実績

令和4年度卒業生：74人、5年度卒業生：97人、6年度卒業生：81人（平均84人、全体の約1%）

### 【参考2】中学生ニーズ調査（令和7年9月16日から10月10日まで）

対象：市立中学校3年生（13,002人）、回答率：64% ⇒ 市立高専を受験したい：287人

## 5. 教員

設置基準やカリキュラムを踏まえると、校長1名に加え、一般科目12名、専門科目13名の計26名以上の常勤の教員が必要となる見込み ※授業のサポート等のため、別途非常勤職員等が必要

## 6. 学校施設

### (1) 博多工業高校校舎の活用

ものづくりの環境を活かした**工業全般の実践的な学びの提供**が可能なことに加えて、校舎や設備など既存のリソースを活用した効率的な学校運営が期待される

### (2) 設置基準との整合・他施設の活用検討

高等専門学校の施設面積等については、国において、学科数や学級数に応じた設置基準が定められており、当該基準を踏まえると、少なくとも約4,300m<sup>2</sup>の床面積が必要となるが、博多工業高校の既存校舎の活用のみでは施設面積が不足するため、約2,300m<sup>2</sup>の増築が必要

学校像や教育内容を踏まえた市立高専の魅力向上及びコスト・工期の縮減の観点から、他の市有施設の活用可能性について調査・検討を実施

### (3) 旧産学官連携施設（延床面積：2,693m<sup>2</sup>）の活用

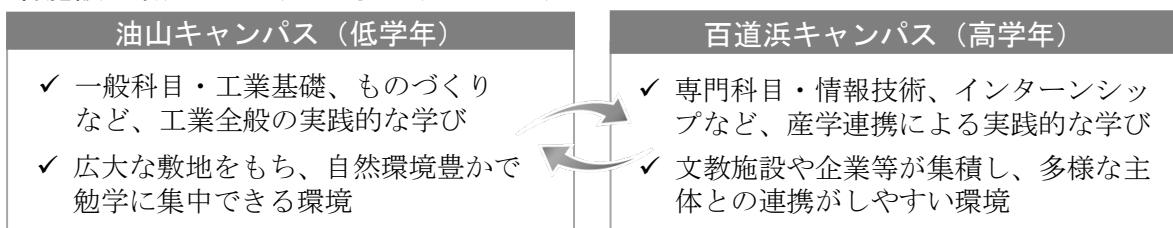
- ・旧産学官連携施設は、情報関連産業が集積する百道浜地区に位置しており、現在活用方法を検討している状況
- ・当該施設を活用することで**周辺企業等と連携した実践的な学びの提供**が可能であることに加えて、博多工業高校での増築を伴わずに設置基準上の必要面積を満たすことができ、コスト・工期の大幅な縮減を図ることが可能

#### ○増築と改修する場合のコスト(概算)、工期の比較 ※2,300m<sup>2</sup>、R6工事の実績単価で試算

[コスト] 増築：15億2千万円、改修：4億7千万円 → 約10億5千万円の縮減

[工期] 増築：約4年、改修：約2年 → 約2年の短縮 ※設計及び工事の期間

#### ○各施設の活用による魅力向上（イメージ）



百道浜地区は市立高専の学びの内容と親和性が高く、学校の魅力向上が見込まれることや、コスト・工期の縮減の観点から、**旧産学官連携施設を活用し、2キャンパス制とする方向で検討を進める**

## 7. スケジュール

高等専門学校の設置にあたっては国の認可が必要なため、カリキュラムや運営体制、施設等を詳細に検討した後、令和9年度の認可申請、10年度の認可、11年4月の開校を目指す。

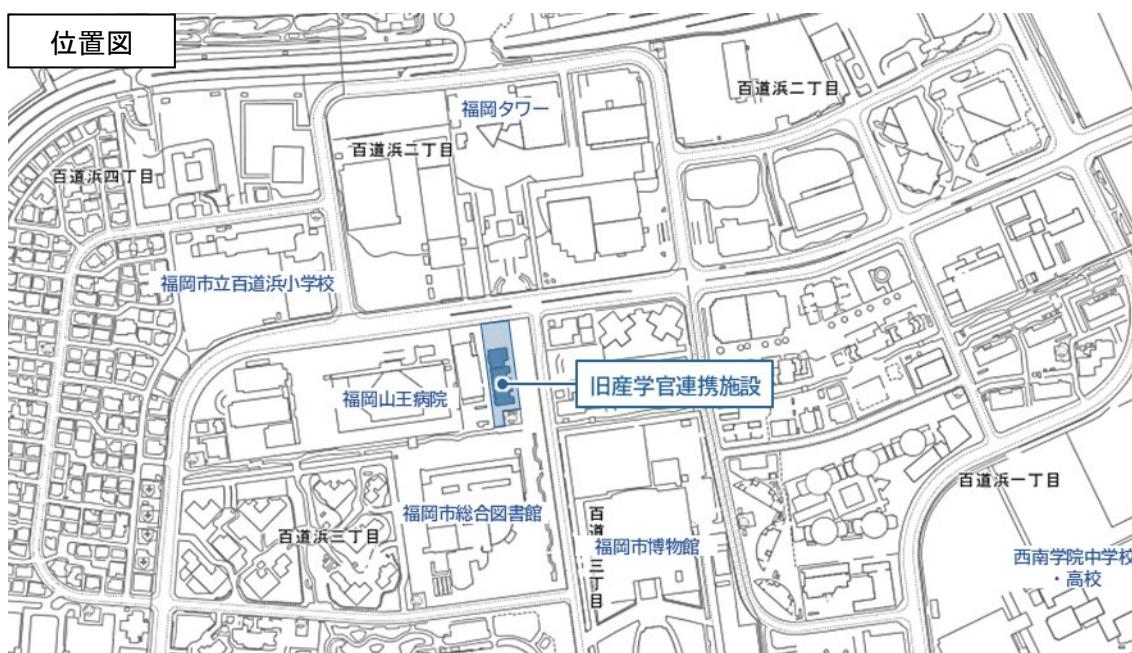
	R7	R8	R9	R10	R11
認可申請	文科省説明・事務相談		申請	認可★	
教育課程等	カリキュラム検討		広報・入試		
運営体制	勤務条件検討・教員確保			採用	開校
施設整備	施設検討	施設設計	工事・備品整備		

## 【参考】旧産学官連携施設について

### ○施設概要

所 在 地	早良区百道浜3-8-34
敷 地 面 積	約2,399m <sup>2</sup>
延 床 面 積	約2,693m <sup>2</sup>
建築年・構造	平成13年竣工 / 鉄筋コンクリート造 / 4階建
周 辺 施 設	[文教施設]福岡市総合図書館、福岡市博物館 [公的支援機関]九州先端科学技術研究所、福岡システムLSI総合開発センター [民間企業]メディア・情報通信業など

位置図



施設外観

